

報告第 8 号

平成 1 5 年 1 月 1 7 日承認

津地区合併協議会における協定項目について

津地区合併協議会における協定項目を別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 月 1 7 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

## 合併協定項目

- (1) 合併の方式
- (2) 合併の期日
- (3) 新市の名称
- (4) 新市の事務所の位置
- (5) 財産の取扱い
- (6) 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- (7) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- (8) 地方税の取扱い
- (9) 地域審議会の取扱い
- (10) 一般職の職員の身分の取扱い
- (11) 特別職の職員の身分の取扱い
- (12) 条例、規則等の取扱い
- (13) 事務組織及び機構の取扱い
- (14) 一部事務組合等の取扱い
- (15) 使用料、手数料等の取扱い
- (16) 公共的団体等の取扱い
- (17) 附属機関等の取扱い
- (18) 補助金、交付金等の取扱い
- (19) 町、字の区域及び名称の取扱い
- (20) 慣行の取扱い
- (21) 国民健康保険事業の取扱い
- (22) 介護保険事業の取扱い
- (23) 消防団の取扱い
- (24) 自治会等の取扱い
- (25) 各種事務事業の取扱い
- (26) 新市建設計画

# 合 併 協 定 項 目

津 地 区 合 併 協 議 会					
	協 定 項 目	回	提 案 年 月 日	回	確 認 年 月 日
1	合併の方式				
2	合併の期日				
3	新市の名称				
4	新市の事務所の位置				
5	財産の取扱い				
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い				
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				
8	地方税の取扱い				
9	地域審議会の取扱い				
10	一般職の職員の本職の取扱い				
11	特別職の職員の本職の取扱い				
12	条例、規則等の取扱い				
13	事務組織及び機構の取扱い				
14	一部事務組合等の取扱い				
15	使用料、手数料等の取扱い				
16	公共的団体等の取扱い				
17	附属機関の取扱い				
18	補助金、交付金等の取扱い				
19	町、字の区域及び名称の取扱い				
20	慣行の取扱い				
21	国民健康保険事業の取扱い				
22	介護保険事業の取扱い				
23	消防団の取扱い				
24	自治会等の取扱い				
25	各種事務事業の取扱い				
25 - 1	男女共同参画事業				
25 - 2	人権施策事業				
25 - 3	姉妹都市				
25 - 4	国際交流事業				
25 - 5	電算システム事業				
25 - 6	広報公聴関係事業				
25 - 7	納税関係事業				
25 - 8	消防防災関係事業				
25 - 9	交通関係事業				
25 - 10	窓口業務				
25 - 11	保健衛生事業				
25 - 12	診療所(直営)				
25 - 13	障害者福祉事業				
25 - 14	高齢者福祉事業				
25 - 15	児童福祉事業				
25 - 16	保育事業				
25 - 17	生活保護事業				
25 - 18	その他の福祉事業				
25 - 19	健康づくり事業				
25 - 20	ごみ収集運搬業務事業				
25 - 21	環境対策事業				
25 - 22	農林水産関係事業				
25 - 23	商工・観光関係事業				
25 - 24	勤労者・消費者関連事業				
25 - 25	建設関係事業				
25 - 26	上・下水道事業				
25 - 27	市立学校(園)の通学区域				
25 - 28	学校教育事業				
25 - 29	文化振興事業				
25 - 30	コミュニティ施策				
25 - 31	社会教育事業				
25 - 32	社会福祉協議会				
25 - 33	若者定住促進対策				
25 - 34	その他の事業				
25 - 35	任意の協議会				
26	新市建設計画				

## 協定項目の協議について

### 1. 協定項目の内容

協定項目	内 容
(1) 合併の方式	<p>合併の方式については、「新設合併」と「編入合併」の二つの形態があります。</p> <p>新設合併とは、合併するすべての市町村（以下「関係市町村」という。）を廃して、新たに一つの市（以下「新市」という。）を置く場合をいいます。このことを「対等合併」、または「合体合併」ともいいます。</p> <p>編入合併とは、一つの市、町、村の行政区域に別の市、町、村を加える場合をいいます。</p>
(2) 合併の期日	<p>合併の期日については、法律上の規定はありませんが、合併特例法の適用を受けようとするれば、平成 17 年 3 月 31 日が期限となります。</p> <p>最終的に合併の効力が発生する総務大臣の告示がなされるまでには、住民の合意形成、協議会でのさまざまな協議事項の協議、あるいは関係市町村の議会や県議会の議決、総務大臣による官報告示までの手続きなどにかかりの期間を要します。</p>
(3) 新市の名称	<p>新市の名称については、合併の方式によってその取扱いが異なります。</p> <p>新設合併の場合は、関係市町村がすべて廃されますので、新しい市の名称を決めなければなりません。</p>
(4) 新市の事務所の位置	<p>新設合併の場合には、新たに事務所の位置を定めなければなりません。</p> <p>位置を定めるに当たっては、地方自治法第 4 条第 2 項で「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等については適当な考慮を払わなければならない」とされています。</p>
(5) 財産の取扱い	<p>関係市町村が持っている財産(公有財産、物品及び債権並びに基金)の取扱いを協議します。</p>

協 定 項 目	内 容
(6) 議会の議員の定数及び任期の取扱い	<p>新設合併の場合、関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失うこととなります。住民の意見を合併後の行政に反映させ、市町村建設計画の実施を基礎とした新市の均衡ある振興整備を図る等の趣旨から、合併後の一定期間に限り、地域住民の代表者である議会の議員の定数や在任に関する特例措置が定められています。この措置を適用するか否かは、協議会で協議します。</p> <p>一般原則及び新設合併の場合の特例措置の内容については、次のとおりです。</p> <p>一般原則</p> <p>地方自治法第7条第6項の新市の設置の日から50日以内に、地方自治法の規定に基づき新市の人口により算出された定数によって、新市の議会の議員の選挙を行う。</p> <p>地方自治法第91条第2項第8号（人口20万以上30万未満の市…38人以内）</p> <p>定数特例制度</p> <p>新市の議会の議員の定数は、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、地方自治法に基づく定数の2倍までの議員を置くことができます。</p> <p>在任特例制度</p> <p>関係市町村の議会の議員は、最長2年間、新市の議員として在任できます。</p>
(7) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	<p>新設合併の場合、関係市町村の農業委員会の委員は、すべてその身分を失うことになるのが原則です。</p> <p>これに対して、農業委員会等に関する法律及び合併特例法には、次のような特例措置が定められています。</p> <p>新市の区域に一つの農業委員会を置く場合</p> <p>関係市町村の農業委員会の選挙による委員で、新市の</p>

	<p>被選挙権を有することとなる者は、80人を越えず10人を下らない範囲で定めた数の者に限り、合併後1年を越えない範囲で定めた期間、引き続き新市の農業委員会の委員として在任することができます。</p> <p>なお、選任による委員については、特例措置がないので、合併後速やかに農業委員会等に関する法律に定める手続きにより選任による委員を選出しなければなりません。</p> <p>新市の区域を分けて2以上の農業委員会を置く場合  合併前の市町村に設置された区域を区域としない農業委員会を置く場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区域に置かれる農業委員会の選挙による委員の数及びその任期については、新設合併時に新市に一つの農業委員会を置く場合と同様に取り扱われます。</li> </ul> <p>合併前の市町村に設置された区域を区域とする農業委員会を置く場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従前の市町村に置かれた農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会として存続することとなり従前の委員がそのまま在任することができます。</li> </ul>
(8) 地方税の取扱い	<p>現行の地方税法上、市町村が課することのできる税は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税などの普通税と入湯税、都市計画税などの目的税があります。</p> <p>このうち、税率が法で定められ、変更の余地のない税率によりすべての市町村が課している税目の「市町村たばこ税」以外は、関係市町村間で税目によって税率が異なっている場合や課税する税目が異なっている場合があります。</p> <p>こうした場合、合併特例法では、「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として、不均一の課税をすることができる」とされていますので、その取扱いを協議します。</p>

協 定 項 目	内 容
(9) 地域審議会の取扱い	<p>合併特例法第5条の4の規定により、関係市町村の協議により、期間を定めて新市に、関係市町村の区域であった区域ごとに、当該新市が処理する当該区域に係る事務に関し新市の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき新市の長に意見を述べる審議会（地域審議会）を置くことができます。</p> <p>この審議会を、関係市町村に設置するかどうかを協議します。</p>
(10) 一般職の職員の身分の取扱い	<p>市町村の合併が行われた場合、新設合併の場合は全ての関係市町村の法人格が消滅するため、これらの市町村に勤務していた一般職の職員は失職することになります。</p> <p>こうした不合理を避けるために、合併特例法第9条において、関係市町村は、その協議により、合併の際、現にその職にある一般職の職員が引き続き新市の職員として、その身分を保有するように措置しなければならないと定められており、協議会において、関係市町村の一般職の職員を新市の職員として引き継ぐ旨の取り決めを行ないます。</p>
(11) 特別職の職員の身分の取扱い	<p>市町村長、助役、収入役、教育長及び各種委員会等の特別職の職員については、新設合併の場合、すべて身分を失い、新市で新たに選挙、選任されることとなります。</p> <p>また、特別職の職員をどのように処遇するのかを協議します。</p>
(12) 条例、規則等の取扱い	<p>新設合併の場合、関係市町村が消滅するので、関係市町村で施行されていた条例、規則はすべて失効し、新市の条例、規則が施行されることとなります。</p> <p>ただし、新市の条例、規則が施行されるまでの間は、新市の長の職務執行者は、従来その地域に施行されていた条例、規則を当該地域に引き続き施行することができるかとされています。</p> <p>なお、新市の長の職務執行者は、必要と認めるときは、新しい条例を専決処分により制定して施行することもできますので、これらの取扱いを協議します。</p>

協 定 項 目	内 容
(13) 事務組織及び機構の取扱い	新設合併の場合は、合併前の市町村の組織や機構は法的には消滅することから、条例や規則等に基づいて、組織や機構を新たに設置します。
(14) 一部事務組合等の取扱い	合併の際に、関係市町村が構成団体になっている地方自治法に定めのある一部事務組合・第3セクター・土地開発公社等については、合併前の市町村の法人格が消滅するので、関係市町村とこれら広域行政事務を共同で行っている関係地方自治体と協議の上、その取扱いを協議します。
(15) 使用料、手数料等の取扱い	住民生活に密接に関係し、かつ重要なものであるため、合併を行う場合には、住民の生活に大きな影響を及ぼさないよう、制度の効率的な運用と円滑な統一について協議します。
(16) 公共的団体等の取扱い	公共的団体等は、合併に際し、新市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備について協議するとされています。
(17) 附属機関等の取扱い	関係市町村には、各種審議会・委員会・諮問機関等があり、その統合整備について協議します。
(18) 補助金、交付金等の取扱い	従来からの経緯、実情等に配慮し、新市においてその必要性・公平性などの観点から内容を検討し協議します。
(19) 町、字の区域及び名称の取扱い	町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとって愛着が深いものであり、その取扱いを協議します。
(20) 慣行の取扱い	<p>市町村民憲章、市町村の木・花・鳥・各種宣言、祭り等の各種慣行については、地域の伝統文化との結びつきが強いものがあります。</p> <p>これらの慣行については、地域の特性や個性、住民生活に十分配慮しながら、その取扱いを協議します。</p>



協 定 項 目	内 容
(21) 国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険は、市町村が保険者となって、住民から保険料を徴収して運営していますが、保険制度の運営状況が異なるため、負担割合も異なっています。また、保険料の代わりに地方税として国民健康保険税を課している場合もありますので、その取扱いを協議します。
(22) 介護保険事業の取扱い	介護保険事業は、制度の中で保険料や納期が異なっていますので、その取扱いを協議します。
(23) 消防団の取扱い	関係市町村の消防団は、合併時に統合することが適切ですが関係市町村において組織構成、処遇等が異なるため、その取扱いを協議します。
(24) 自治会等の取扱い	合併を機に効率的な運営ができるよう、その取扱いを協議します。
(25) 各種事務事業の取扱い	上記のほかにも、福祉、保健衛生、建設、産業、教育、文化等あらゆる分野の住民負担や行政サービスがありますが、関係市町村で異なっているものは多く、その取扱いを協議します。
(26) 新市建設計画	別紙

## 2. 協議の方針

基本的な協議事項、合併特例法に定める協議事項及びその他の協議事項の協議に当たっては、一般的に次の 6 原則を踏まえて行うことが必要とされております。

### 協議における 6 原則

一体性確保の原則・・・新市に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。

住民福祉向上の原則・・・住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

負担公平の原則・・・負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

健全な財政運営の原則・・・新市において健全な財政運営に努める。

行政改革推進の原則・・・行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

適正規模準拠の原則・・・自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

## 新市建設計画について

### 新市建設計画の策定

市町村建設計画は、合併協議会が作成するものであり、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民等に対して合併市町村の将来に対するビジョンを与え、合併の適否の判断材料となるものであって、合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものである。

津地区合併協議会が策定する市町村建設計画（新市建設計画）は、次の「市町村の合併の特例に関する法律」（特例法）に従い、策定を行う。

### 市町村建設計画の内容（特例法第5条第1項）

合併市町村の建設の基本方針（第1号）

新設合併の場合には、当該合併市町村が将来進むべき方向及び行財政運営の基本事項について定めるもの

合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の根幹となるべき事業に関する事項（第2号）

合併市町村の建設の基本方針を実現するための事業についてその大綱を定めるもの

公共施設の統合整備に関する事項（第3号）

支所・出張所の統廃合、小中学校の統廃合など、合併市町村の公共的施設の統合整備について定めるもの

合併市町村の財政計画（第4号）

合併後、概ね5～10年程度の期間について定めるもの

### 市町村建設計画の作成等の指針（特例法第5条第2項）

市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

### [ 文言の具体的な意義 ]

総合的

市町村建設計画が単にハード面の整備のみでなく、ソフト面にも配慮した計画となるようにすべきことを規定したものであり、市町村建設計画の「建設」が、ソフト・ハードの両面での振興整備を含む幅広い概念であることを明示

#### 効果的

真に合併市町村の建設に資する事業を選び、合理的で健全な財政運営に裏づけられた着実な計画とすべきことを規定

#### 住民の福祉の向上

市町村計画が、その実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高めるという役割を担うべきものであること、それに加え、新市町村の建設を効果的に進めていく前提として、事務事業の見直し等による組織及び運営の合理化を図る必要がある旨を含む。

#### 均衡ある発展

人口が流出し、高齢化が進展するなど活力が低下することが懸念される地域の振興整備について、当該地域の実情に応じたきめ細かい対策を講じる等の特別な配慮が行わなければならない旨を規定

#### **県協議（特例法第5条第3項）**

合併協議会は、市町村建設計画を作成するときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

また、作成したときは、知事を経由して総務大臣に送付するものとなっている。（施行令第11条）